

兵庫県におけるスライド条項の運用について

兵庫県 土木部 技術企画課

スライド制度の概要（全体スライド）

■建設工事請負契約書での位置づけ

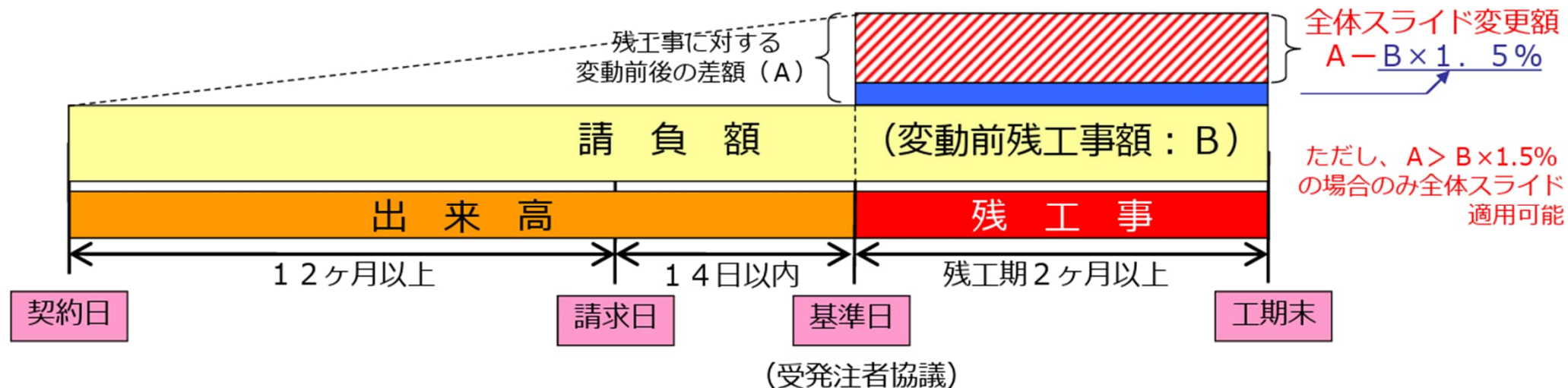
第25条 第1～4項（全体スライド条項）

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2項以下 （略）

⇒長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

■全体スライドのイメージ図



スライド制度の概要（単品スライド）

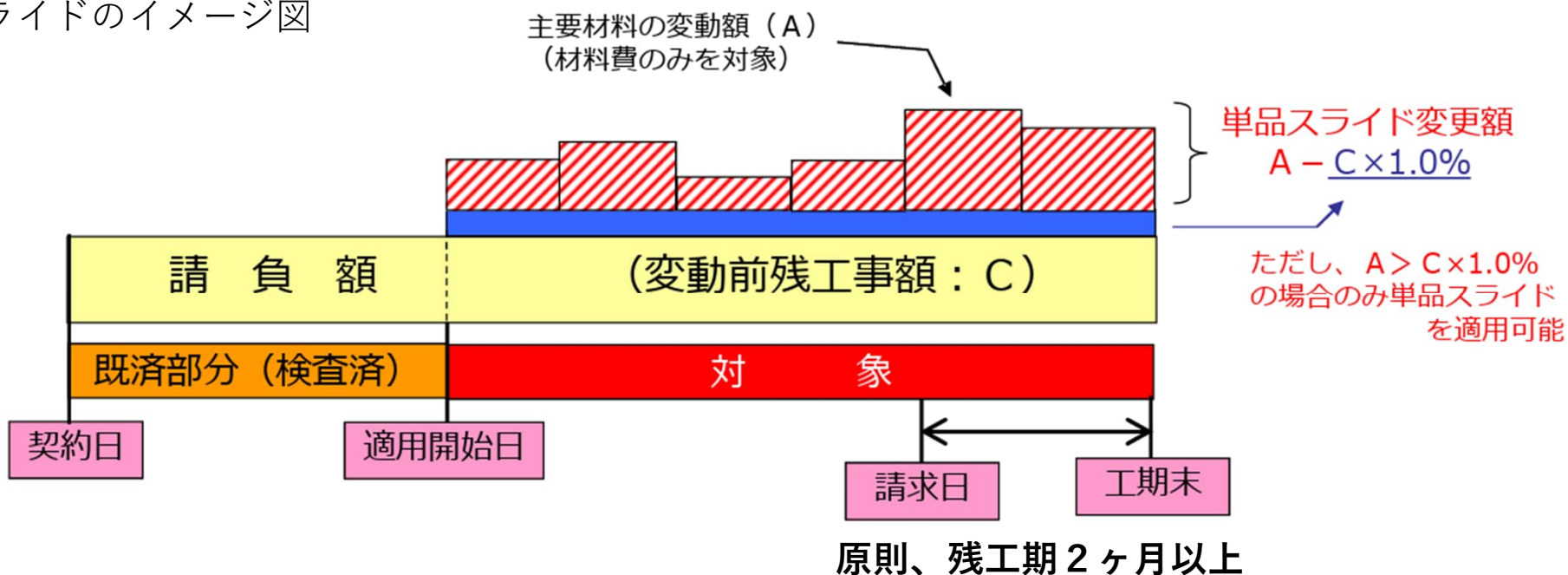
■建設工事請負契約書での位置づけ

第25条 第5項（単品スライド条項）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

⇒資材価格に著しい変動が生じた場合に対応

■単品スライドのイメージ図



スライド制度の概要（インフレスライド）

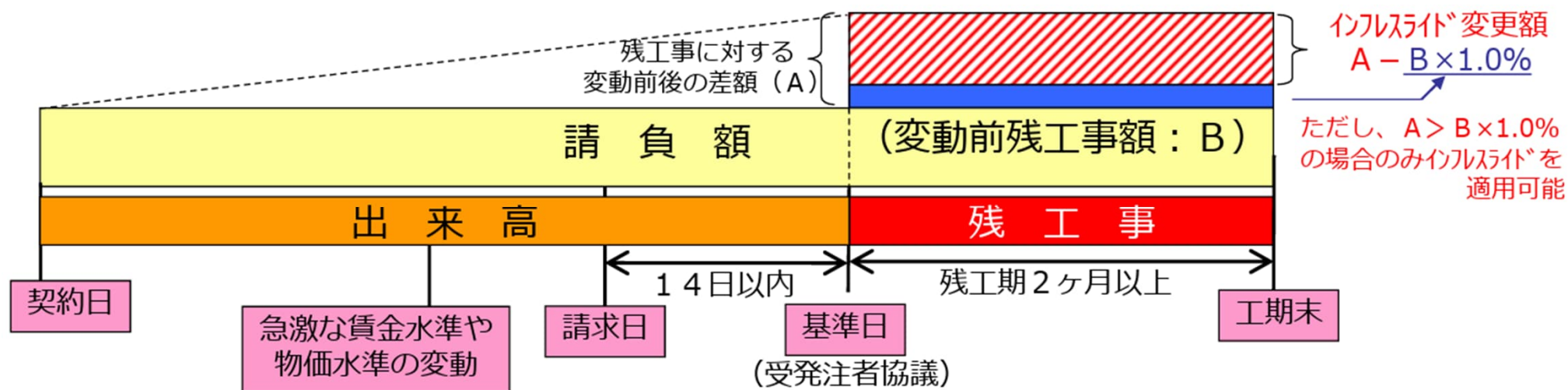
■建設工事請負契約書での位置づけ

第25条 第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

⇒工期内の予期できない特別な事情による急激なインフレ等に対応

■インフレスライドのイメージ図



各種スライド制度の概要まとめ

	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
適用対象工事	スライド請求日時点で契約締結から <u>12ヶ月以上経過</u> しており、スライド基準日時点で残工期が2ヶ月以上ある工事	スライド請求日時点で残工期が2ヶ月以上ある全ての工事	スライド基準日時点で残工期が2ヶ月以上ある全ての工事
対 象	<u>材料費、労務単価等</u>	<u>材料費のみ</u>	<u>材料費、労務単価等</u>
概 要	スライド請求後に基準日を設定し、基準日以降の残工事分に対して基準日時点の材料費・労務単価等で変動額を算定	スライド請求を受けた材料について、月毎の使用量に対して月毎の単価を乗じて変動額を算定（基準日の概念は無い）	スライド請求後に基準日を設定し、基準日以降の残工事分に対して基準日時点の材料費・労務単価等で変動額を算定
諸経費の見直し	<u>有り</u>	<u>無し</u>	<u>有り</u>
実際の購入価格の反映	<u>不可能</u> <u>（県単価で算定）</u>	<u>可能</u> （受注者が購入価格の妥当性を証明することが必要）	<u>不可能</u> <u>（県単価で算定）</u>
受注者負担	残工事費の <u>1.5%</u>	対象工事費※の <u>1.0%</u> ※請負代金額－出来高払済額	残工事費の <u>1.0%</u>
再スライド	<u>可能</u>	なし（不要）	<u>可能</u>

スライド制度についてのよくある質問

Q：材料費や労務費が上昇した際に自動的にスライド条項が適用されるか。

A：いずれのスライド条項も自動的に適用するものではなく、受注者からの請求が必要です。

Q：インフレスライドと単品スライドはどのように使い分ければよいか。

A：それぞれのスライド制度の違いを踏まえ、スライドの対象としたいもの（材料費、労務費等）や期間を考慮して必要な制度を選定ください。

Q：インフレスライドと単品スライドの併用は可能か。

A：併用は可能です。詳細は「単品スライド条項運用マニュアル（案）」を確認してください。

単品スライドならびにインフレスライドについては、兵庫県HPにおいて運用マニュアルならびに請求に必要な様式のオリジナルデータを掲載しているため、適宜ご確認ください。

<単品スライド> <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/tanpinsuraido.html>

<インフレスライド> <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/infuresuraido.html>

【スライド制度に関する問い合わせ先】

兵庫県 土木部 技術企画課 技術管理班（積算担当）

〔電話〕 078-362-9286 〔E-mail〕 gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp